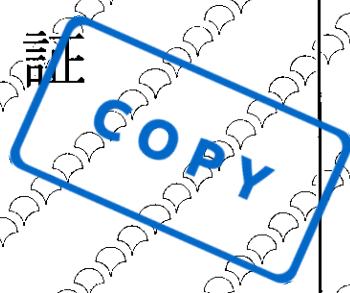


# 産業廃棄物処分業許可証



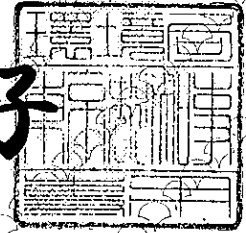
住所 東京都江戸川区松江四丁目24番10号

氏名 株式会社春江  
代表取締役 板橋 正幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 平成28年 3月 9日

許可の有効年月日 平成33年 3月 8日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

- ア 破砕：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上4種類)
- イ 選別圧縮：金属くず (以上1種類)
- ウ 圧縮梱包：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上3種類)
- エ 溶融：廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る) (以上1種類)

### 2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

- (1) 東京都江東区新木場一丁目14番7号
- (2) 東京都江戸川区松江四丁目24番10号
- (3) 東京都江東区新木場二丁目8番7号
- (4) 東京都江東区新木場四丁目3番10号

### 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

- 平成13年 3月 9日 新規許可
- 平成28年 3月 9日 更新許可 第3回
- 平成29年 8月10日 変更届 破砕機の入替え（東京都江東区新木場一丁目14番7号）

### 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

認定番号：4-17-C0003



産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



## 東京都

(裏面)

許可番号 第 13-20-000138号

2. 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都江東区新木場一丁目14番7号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.15t/日	6.07t/日	平成29年7月23日		
	金属くず					
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず					
選別圧縮	金属くず	14.4t/日		平成14年3月20日		
圧縮梱包	廃プラスチック類	37.36t/日	36.8t/日	平成18年5月11日		
	金属くず					
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず					

(2) 施設所在地：東京都江戸川区松江四丁目24番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	1.09t/日		平成23年2月1日		

(3) 施設所在地：東京都江東区新木場二丁目8番7号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類	74.9t/日		平成19年6月25日		
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)	0.4t/日		平成19年6月25日		
破 碎 1	木くず	4.95t/日	3.96t/日	平成20年4月9日		
	廃プラスチック類	2.7t/日				
	金属くず	5.4t/日				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	3.6t/日				
破 碎 2	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(廃蛍光灯、水銀使用製品産業廃棄物)に限る)		21,600本/日	平成23年9月21日		

(4) 施設所在地：東京都江東区新木場四丁目3番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	1.50t/日		平成23年2月1日		
	金属くず	2.42t/日				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	2.15t/日				
破 碎	廃プラスチック類	3.19t/日		平成23年2月1日		

(以下余白)